

企画競争説明書

業務名称： イラン国セフィードルード川流域統合水資源管理
能力強化プロジェクト

調達管理番号： 22a00220

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年8月3日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年8月3日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：イラン国セフィードルード川流域統合水資源管理能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間(予定)：2022年10月 ～ 2026年9月

以下の3つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2022年10月 ～ 2023年9月

第2期：2023年10月 ～ 2025年9月

第3期：2025年10月 ～ 2026年9月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】契約締結後：契約金額の40%を限度とする。

【第2期】

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

【第3期】契約締結後：契約金額の40%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Kawaguchi.Keiji@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 水資源グループ水資源第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年8月9日12時
2	質問への回答	2022年8月15日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年8月26日12時
5	プレゼンテーション	2022年8月29日16時～17時
6	評価結果の通知日	2022年9月6日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

1) 消極的資格制限

2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「統合水資源管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」の受注者（有限会社アイエムジー）及び同業務の業務従事者

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・「第3章2.業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

1）提出期限：上記4.（3）日程参照

2）提出先：上記4.（1）選定手続き窓口

（outm1@jica.go.jp宛、CC：担当メールアドレス）

3）提出方法：電子メール

① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL の「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

上記4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) 日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：22a00220_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00220_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル

作成ガイドライン（2022年4月）」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的に提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「イラン国セフィードルード川統合水資源管理能力強化プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

イランは、年平均降水量228mm、国民一人当たり水資源賦存量1,978m³/人・年（FAOQUASTAT, 2008）と、乾燥気候に属している。近年、農業、工業等の経済成長及び人口増加に伴い水需要は増加傾向にあり、表流水及び地下水の開発が進んでいる。同国は水利用の55%を地下水に依存しており、100mを超える深度からも取水が行われるなど、地下水の過剰揚水により地下水位の低下と地下水の枯渇を招いている地域もある。また、河川などの表流水については、水資源の偏在を補うための流域外導水やダムなどによる水資源開発を各州が独自に計画を立てており、統合的な調整が行われていない。

セフィードルード川は、イラン北西部にあるイラン有数の大規模河川で、その流域は8州にまたがり、流域面積は約59,000 km²である。国内の他の河川に比べ水資源が比較的豊かであり、流域内の人口は約473万人（セフィードルード川流域総合水資源管理調査ファイナルレポート, 2010）、また流域外導水としてテヘラン首都圏に対しても貴重な水供給源の役割を果たしている。同流域の水資源配分に際し、流域最大のダムであるManjilダムを擁し、古くから同ダムによる灌漑用水の水利権のもとイラン随一の稲作地帯を有するギラン州と、その上流域に位置し農業や工業だけでなく生活用水としても水供給が不足しているその他の州間におけるステークホルダー調整が大きな課題となっている。このような水資源が不均衡な状況は、上流域に位置する州の水不足による各種産業や人口の流出を招いている。さらには、そのような問題の対策としてギラン州の上流域において進められたダム建設が、河川からの流入量の減少により建設中止を余儀なくされる等の事態も発生しており、経済・社会的な影響も大きく、流域単位での統合的水資源管理の実現が喫緊の課題である。

このように、セフィードルード川流域は、イランにおいて重要な役割を担っているにもかかわらず、Manjilダムより下流に位置するギラン州と、それより上流に位置するその他州間での水資源の最適配分が進んでおらず、それぞれの州が取水権を主張する等、適切な水資源管理ができていない事態となっている。かかる状況下において、イラン政府の要請に基づき、JICAは「セフィードルード川総合水資源管理調査」（2007年7月～2010年9月、以下、「同調査」とする）を実施した。

同調査では、第一にセフィードルード川流域における水需要と水資源ポテンシャルの推定、及び水利用状況の調査を行った。その結果、水資源ポテンシャルとして表流水は年間約50億 m^3 で地下水は約10億 m^3 と推算された。加えて、農業・水道・工業用水を加えた水需要の合計は2006年当時で約77億 m^3 、2031年の予測値では約82億 m^3 まで増大し、水資源ポテンシャルを大幅に超える水需要が存在することが明らかになった。

水需要が過多である現況においては、水利用のうち95%を占める灌漑用水に焦点を当て、灌漑効率を高めることが重要である。セフィードルード川流域全体の水利用に対して、Manjilダム上下流で対立することなく、両者が地域の社会経済開発のために十分な水を利用するためには、Manjilダム上流の水資源開発とともに、ギラン州（セフィード灌漑システム）では灌漑効率を0.33から0.44程度に、伝統的灌漑区域である上流域では灌漑効率を0.42から0.51程度に改善する必要があることが示された。これにより、流域全体が偏りなく水資源開発の恩恵を受け、併せて節水型の流域を形成することが可能となる。

また、同調査においては、実施機関であるイラン水資源管理公社 (Iran Water Resources Management Company: IWRM Co.) や、各州で水資源の開発、利用、保全、水利施設の維持管理、水配分の計画策定、水利権の認可、井戸掘削の認可、河川整備及び管理等を行う9つの州の地方水資源公社 (Regional Water Company: RWC) を主たるステークホルダーとして、各州の水資源に係る課題や州間のコンフリクトの背景について分析し、ステークホルダー間で協議する場を設けた。その結果、コンフリクトの背景には、各州が、水資源が公平に配分されていないと感じていることが主たる原因であることが示された。

これを踏まえ、同調査では、水需要が過多である現況において、限られた水資源で水需要を満たすべく、流域全体が偏りなく水資源開発の恩恵を受け州間の対立を予防した水資源開発を行うため、新たな水資源開発計画には灌漑効率の向上を含む節水対策計画を含めること、及び全ての関係州の参加の下、シミュレーションモデル等により水資源開発計画を検証することをステークホルダー間の水資源調整原則として確認した。また、これらの調整原則を機能させ、ステークホルダー間のコンフリクトの解決を促すため、定期的かつ継続的なステークホルダー間の協議を行うこと、そのステークホルダー間の協議の場として流域委員会 (RBO) を設立すること、が提案された。

同調査の終了後、JICAからの働きかけなどによってステークホルダー間の協議の場である流域委員会 (RBO) としてセフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会が組織されたが、知事を含むトップレベルの協議だけに終わり、2016年に1度協議が行われた後は、ステークホルダー間の利害調整の難しさ、そうしたステークホルダー協議を行った経験がないことから、協議は行われていない。実務者レベルでの現実的な解決策の協議は進んでいない状況であり、合意形成ができないことから、新たな水資源開発として流域内で計画されていたダムの建設は中止されたままとなっている。水資源開発計画と同時に計画予定であった灌漑効率の向上を含む節水対策計画も作成されておらず、利用可能な水量を増やすために必要な灌漑効率の向上が進んでいないことなどから、種々あるコンフリクトの具体的解決には至っていない。また、合意形成のためには、科学的根拠に基づいて、上下流州の社会・経済状況、および、流域の水資源量、水需要を示し、その公平性やバランスを考慮した水資源管理活動を行う必要があるが、その役割を担うイラン水資源管理公社の能力不足により、同調査後にはそうした活動は行われていない。

係る背景に加え、ステークホルダー間の協議を進めるには経験が不足していること、また同調査のように中立的な外部の支援が信頼を醸成し協議プロセスを軌道に乗せるためには有効との判断から、イラン政府から、水資源管理責任主体であるイラン水資源管理公社の統合水資源管理能力の強化とオーナーシップ開発を支援し、各州の地方水資源公社（RWC）をはじめとしたマルチステークホルダー間の合意形成のための協議体であるセフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会を強化することにより、適切な合意が導かれ、統合水資源管理に係るアクションが実施され続ける協議体メカニズムが適切に機能するよう支援するための技術協力プロジェクトが要請された。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

イラン国セフィードルード川流域統合水資源管理能力強化プロジェクト

(2) 上位目標

統合水資源管理アプローチを導入した運営管理が、セフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会とその作業部会（WG）によって十分に展開されることで、セフィードルード川流域の水資源管理に係る適切な合意が導かれ、実施される。

(3) プロジェクト目標

セフィードルード川流域の統合水資源管理に係る、合意形成ならびに技術計画を促進する能力がイラン水資源管理公社（IWRM Co.）に培われる。

(4) 成果

成果1：イラン水資源管理公社（IWRM Co.）および作業部会（WG）を含むセフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会の機能（組織構造や役割と責任の所掌等）が、現在の水資源状況とそれを取り巻く社会情勢を踏まえて、実践活動を念頭に置いて計画される。

成果2：セフィードルード川流域の水資源開発可能量と水需要量のバランスが明らかにされる。

成果3：合意形成および水資源開発管理上の各種計画立案の能力が、アクションプラン（異なるセクター間の飲料水を優先した水配分、ダム操作、水資源開発、地下水、水質、節水など）の策定過程を通じて向上される。

成果4：将来の統合水資源管理に役立つように、本プロジェクトを通じてセフィードルード川流域の統合水資源管理のために行った取り組みが整理される。

(5) 対象地域

セフィードルード川流域（流域面積：約59,000km²）の水資源に依存する9州（アルデビル州、アルボーズ州、カズビン州、ギラン州、コルデスタン州、ザンジャン州、テヘラン州、ハメダン州、東アゼルバイジャン州）

(6) 相手国実施機関

責任機関：エネルギー省（MOE）

実施機関：イラン水資源管理公社（IWRM Co.）セフィードルード川流域担当部門

第4条 業務の目的

本業務は、イラン国セフィードルード川流域において、水資源管理責任主体であるイラン水資源管理公社（IWRM Co.）の能力強化とオーナーシップ開発を支援し、各州の地方水資源公社（RWC）をはじめとしたマルチステークホルダー間の合意形成のための協議体であるセフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会を機能させる。もって責任主体の能力強化と統合水資源管理に係る適切な合意が導かれ、アクションが実施され続ける協議体メカニズムを同流域において形成することを目的とする。

第5条 業務の範囲

- (1) 本業務は、2017年7月30日に署名・交換されたR/Dに基づき実施されるプロジェクトにおいて「第4条 業務の目的」を達成するため、「第7条 業務の内容」に示す事項を実施することである
- (2) また、受注者は本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がイラン国側関係者の能力向上であることに留意し、「第6条 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。
- (3) 受注者は本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、イラン国側関係者に説明・協議のうえ提出する。

第6条 実施方針及び留意事項

1. クラスタ戦略上の位置づけ

本プロジェクトは、2021年6月に策定された「課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）19. 持続可能な水資源の確保と水供給」のうち、「『地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理』クラスタ」に位置づけられる。

本クラスタでは、水不足やそれに起因する利害対立を解決して限られた水資源を有効に活用していくために、科学的データを蓄積し、科学的・技術的根拠に基づいて、住民を含めたステークホルダー間の利害を調整し合理的に水資源の持続的利用と保全を推進する責任主体の育成を行うこと、また、十分に機能する協議体を形成・運営し、社会的合意形成に基づいて水資源を巡る課題を解決していく体制の構築も行うことを掲げている。そして、これらの協力を通じて、2030年までに10以上の地域で水問題の解決に向けて、責任ある水資源管理主体を育成し、協議体メカニズムを形成して機能させることを目指している。

本プロジェクトにおいても、上記のクラスタ戦略に沿い、統合水資源管理で地域の水問題を解決するために、責任主体であるIWRM Co.の能力強化とオーナーシップ開発、及び協議体の形成とその機能化を目指して、プロジェクトを実施していくことが重要である。

2. 「セフィードルード川流域総合水資源管理調査」との関係

上述のとおり、「セフィードルード川総合水資源管理調査」が2007年7月～2010年9月に実施されており、本プロジェクトにおいては、同調査の調査結果を活用し、セフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会を機能させるために必要なものについて追加的な調査・活動を行う。合意形成のためには、利害関係者が判断や検討のベースとなる情報を互いに認めた上で共有されることが重要であり、単なる情報の更新や水需要予測への最新情報の反映ではなく、合意形成に資する形でのデータや情報の整理、共有を行う。

成果2においてはセフィードルード川流域における水資源の潜在量と需要のバランスを明らかにするが、同調査で明らかにした水資源ポテンシャルを更に精緻に調査するのではなく、新たに入手可能となった水文情報やダム開発の状況などを調査し、水資源ポテンシャルに反映する。社会的合意形成に重要である水利用状況について特に重点的に調査し、それを水需要予測に反映する。

3. イラン側に対する留意事項

(1) セフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会を機能させて合意形成を進めることによる達成目標、課題解決に向けた仮説の共有

本プロジェクトは、セフィードルード川流域の統合水資源管理に係る、合意形成ならびに技術計画を促進する能力がイラン水資源管理公社（IWRM Co.）に培われること、それによりセフィードルード川流域の水資源管理に係る適切な合意が導かれ実施されることを目標としている。

セフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会を機能させ合意形成を進める上での達成目標は、「セフィードルード川流域総合水資源管理調査」における提言内容である。すなわち、本プロジェクトは、Manjilダム上流の水資源開発を行い、合せてギラン州（セフィード灌漑システム）では灌漑効率を0.33から0.44程度に、伝統的灌漑区域である上流域では灌漑効率を0.42から0.51程度に改善することによって、セフィードルード川流域全体の水利用に対して、Manjilダム上下流で対立することなく、両者の社会経済開発のために十分な水利用の実現を目指すものである。このためには、新たな水資源開発計画に灌漑効率の向上を含む節水対策計画を含めること、また全ての関係州の参加の下、ステークホルダー間の水資源調整原則（シミュレーションモデル等により水資源開発計画を検証する）を機能させることが必要である。

イラン側に対しては、こうしたセフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会を機能させて合意形成を進めることによる達成目標や課題解決に向けた仮説について、共有・意見交換しながら具体的活動を進める。

(2) 中立性・透明性の確保

プロジェクトチームが中立性を堅持できなければ全州からの信頼は失われ、関係者間の利害調整も困難になることが大いに懸念される。これを常に念頭に

置き、水配分や水利用に関する各州の考え方を尊重し各州との信頼関係を醸成しつつも一定の距離を保ち、特定の州に加担しているような印象を他州に与えないことが必須となる。各州との面談の際には、事前にイラン水資源管理公社（IWRM Co.）と綿密な打ち合わせを行って過去の経緯や接し方、個別の問題に対する同公社の意見などを十分理解した上で、C/P同席のもとで行うなど、イラン水資源管理公社（IWRM Co.）と緊密な連携を取りつつ慎重な対応が求められる。

また、行動計画（アクションプラン）の具体的な検討内容といった各州の利害に直接結びつく情報を特定の州・ステークホルダーとだけ共有することも他のステークホルダーの信頼を損なうことに繋がるため、流域協議会やステークホルダー会議といった公式な場を活用して透明性を確保することも重要である。

(3) スピード感と具体的成果の提示

イラン側の統合水資源管理上の問題解決能力の向上を志向する本プロジェクトでは、プロジェクトチームの専門家が時間を掛けてC/P や各州のステークホルダーとの信頼関係を醸成した上で、コンフリクトの解決に向けた具体的行動計画の策定をC/Pとともにじっくりと取り組むことが望ましく、拙速な行動は控える。他方で、各州への水配分量は当該州の社会経済の発展に直結しているとの認識から、種々のコンフリクトを早期に解決したいとの切実かつ強い要望を各州とも有している。

2017年の詳細計画策定調査においては、各州のステークホルダー会議を開催し、各州から高い関心が得られた。2022年3月時点においても、JICAが現地踏査を行ったギラン州とザンジャン州及びイラン水資源管理公社（IWRM Co.）では高い関心が示されている。他方で、本プロジェクト実施中は、時間経過に伴い各ステークホルダーの関心が薄れてしまい協力が得られないことがないように、定期的（半期に一度を目途）に具体的な成果を提示し続けることが求められる。しかしながら、開始直後には具体的な成果を提示することが難しいため、IWRM Co. および州のRWC幹部を対象とした本邦研修を行い、他国の統合水資源管理（以下、「IWRM」）の好事例を紹介するなどして、より高次の動機づけにつながるような工夫を行う必要がある。

(4) 優先度の高い行動計画（アクションプラン）

本プロジェクトでは、流域内の水需給バランスを把握した後に抽出された種々の課題に優先順位をつけることになっているが、流域全体の水需給バランスを把握するまでもなく、すでに明らかになっている課題が複数あることから、これらを念頭においてC/Pの関心に沿う活動を進め、効率的かつ論理的に優先度の高い行動計画（アクションプラン）が抽出できるように留意する。

(5) イラン側の高い期待への配慮

「セフィードルード川流域総合水資源管理調査」では、上下流間のコンフリクト解決に向けた提言が導出された。調査終了から11年以上が経過し、同調査で提言された流域委員会（RBO）として州知事、エネルギー省（the Ministry of Energy: MOE）、農業開発推進省（the Ministry of Jihad-e-Agriculture: MOJA）、環境庁（Department of Environment: DOE）、地方水公社（Regional Water Company: RWC）、住民代表などから構成されているセフィードルード川流域総合水資源管理調整委員会が設立されている。その会合はこれまで1回開催され、農地を増やさない、水資源の現状を変えない、などが合意されたとのことである。ただし、その後の会合は開催されておらず、種々あるコンフリクトの具体的解決には至っていない。このような状況にあってイラン側は、本プロジェクトによってこれらの解決のために必要なアプローチの習得に係る支援を享受できるものと捉えている。特に州レベルでは、本プロジェクトがすぐにも問題を解決してくれるものと考えているステークホルダーが散見され、本プロジェクトに対する過剰な期待を持っていた。これまで、技術協力の内容については、正確な理解を促進するための協議等を機会がある度に行ってきたが、本プロジェクトが解決策を提供する単なる調査ではなく、イラン側が自ら課題を解決する能力の向上を目的とした技術協力であることは、更なる理解促進のため協力開始後も引き続き説明していく必要がある。

4. 成果達成に係る留意事項

(1) 成果1の留意事項

IWRM Co. の上位機関であるエネルギー省は、セフィードルード川流域総合水資源管理調整委員会のような流域委員会（RBO）は各州およびそれぞれの流域の特性に合致したものでなければならないとの見解を示しており、まさしく、本業務が目指している成果1に合致している。したがって、まずは流域および各州の社会的、経済的、文化的、歴史的背景と水資源との関係について社会調査等を通じて理解することが大切である。そして、イラン、日本および世界のIWRM実践に係る教訓を加味して、セフィードルード川流域総合水資源管理調整委員会とその作業部会（Working Group: WG）およびIWRM Co. の組織体制、役割および責任を検討する必要がある。さらに、本業務による全ての活動および成果から得られる経験・教訓（成果4）からフィードバックして、より実践的な提案をしていく必要がある。

(2) 成果2の留意事項

(a) 気象・水文データ：

「セフィードルード川流域総合水資源管理調査」においては、『流域関係州が互いのデータおよび調査・評価結果の信頼性に疑問を呈し、それらデータに基づく計画や主張を聞き入れない』という状況が生まれていた。本業務では、まずその根幹となるデータの信頼性を各州が合意することが

必要である。流域の気象・水文データは、地方水公社（RWC）が観測し、IWRM Co. の水資源基礎調査局（WRBSB: Water Resources Basic Studies Bureau）が整理している。WRBSB によれば、標準手順書が整備され観測およびデータ整理は十分なチェック体制の下でなされており、各州もこれらデータを確認していることから、気象・水文データに関しては州間で信頼性に問題が生じることはあり得ない、とのことであった。詳細計画策定調査では、この主張を受け入れてPDM を作成しているが、本業務においても、関係9州が信頼できる気象・水文データを共有しているかどうかについて確認を行う必要がある。

(b) 水資源賦存量と需要のバランス評価：

イランでは、5年ごとに水資源センサス（Water Resources Census）が実施され、2011年実施に関しては「水資源統計書」が出されている。水資源センサスには水利用状況や水供給状況が含まれているとのことである。2016年は水資源センサスの年であり、結果は2017～2018年に公開されているはずであるが確認が必要である。また、2021年の水資源センサスの結果は2022～2023年に公開される予定である。本プロジェクトでは、まずは2011年、2016年のデータを用いて活動を進めることになるが、本業務の進捗に応じて2021年の水資源センサス結果も参照する必要がある。

成果2の活動では水資源センサスで得られた水資源賦存量（自然状態とダム運用下）、水利用状況および水需要が整理される必要がある。これらのデータは本業務にとって重要であるが、本成果を達成するための全てのデータが含まれているとは考え難い。本業務では得られた情報に基づき、評価・分析作業を通じて、水資源開発賦存量、現在の水利用状況および将来の水需要を明らかにしていく必要がある。また、これらの評価結果が「WG および評議会において各州によって確認され信頼される」ように、評価・分析結果を提出するだけでなく、結果の合意形成を重視する必要がある。

(c) 各州の経済的・社会的指標に基づく水資源コンフリクトの背景把握：

成果2においても成果1と同様に、各州の経済的、社会的、文化的、歴史的背景と水資源賦存量及び水需要の関係を、社会調査等を通じて理解し明確にする必要がある。そのような分析を通じて、州間の水資源コンフリクトの原因を明確化し、各州が他の州の状況を理解していくことが重要である。

(d) 現状理解の共通認識の醸成：

成果2において最も重要なことは、各州の水資源状況および社会・経済状況が明確になり、それが各州によって確認・理解され、セフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会および WGにおいて共通認識が醸成されることである。評価・分析結果を得るだけでは不十分であり、現状理解の共通認識の醸成が欠かせない。そのため、RWCが他州の課題について他州に現地視察することや関係者にインタビューする機会を設けることで、デ

一タやモデルの裏付けを現場で実感として得られる活動が求められる。

(3) 成果3の留意事項

(a) 行動計画（アクションプラン）の提案と合意形成

セフィードルード川流域においては、水資源に係る様々な問題・課題がある。Manjilダム下流のギラン州と、上流に位置するその他州との間の水配分が最も大きな課題であるが、具体的には以下が挙げられる。

- ・法により優位性が定められている飲料水の確保を優先した上で、異なるセクター間の水配分を適切に行うこと
- ・貯水量や環境流量の確保のためのダム運用
- ・上流と下流の流域全体が偏りなく恩恵を受ける形での水資源開発
- ・地下水過剰揚水による地下水位の低下への対応
- ・ダム開発による塩分濃度の上昇に伴う環境流量の確保の難航
- ・上流での水利用量の増加に伴う排水量の増加による水質悪化の課題
- ・効率の悪い伝統的灌漑の改善による節水の推進

本プロジェクトでは、このような問題の5W1H（いつどこで誰がどれだけ何をどのように）を明確にして問題設定を行う必要がある。そして、個別具体的なそれら問題を調査・分析して明確化し、解決策のアクションプランを示し、合意形成をしていくことで問題を一つ一つ解決していくことが、各州の地方水公社（RWC）およびIWRM Co. の期待であり、本プロジェクトの目的である。成果3においてアクションプランを作成すべき問題・課題は、詳細計画策定調査（2017年）によれば、例えば以下の通りであるが、これらに限定する必要はなく、農業と飲料水・工業用水の節水推進や水利用実態調査の実施とその利用改善なども検討する。本プロジェクトにおいていくつの問題を取り上げるかは、問題・課題が明確になった後に決めるが、できるだけ関係9州の複数が関係する問題を取り上げ、全ての州で何らかの活動を実施する。

- 1) 関係9州間における水資源配分： Manjilダムにより多くの水を利用しているGilan州は、上流州による水資源開発の結果、既得水利権を侵され始めている。また、流域外に位置するテヘラン州は大量の飲料水を流域から導水している。このような状況の中、関係9州は、流域水資源の限界を理解し、誰かが損をする計画ではなく、皆が少しずつ利益を得る解決を探る必要がある。全ての州が100%満足できる解決策は難しいかもしれないが、一歩ずつ合意形成を積み重ねていく必要がある。
- 2) Tarvalダムの運用： Hamedan州への水道用水供給およびZanjan州への灌漑用水供給を主目的とするTarvalダムが建設されたが、ダム上流域のKordesta州による地下水利用の急増により、計画された水資源利用ができていない。
- 3) Moshampaダム建設の停止： Zanjan州の水道用水供給を主目的とするMoshampaダムが建設中であったが、予算不足のためダム建設は現在停止

されている。

- 4) Ostur (Shahria) ダムの水利用と貯水池の用地買収：下流 Manjilダムへの用水補給とAzerbaijan州またはZanjan州の灌漑用水供給を主目的とするOsturダムは既に完成しているが、上記目的の水配分はまだ計画中であり、水没する貯水池内の農地の用地買収が進んでいない。
- 5) Paverudダムの建設中止：流況調整および周辺オリーブ畑への灌漑用水供給（不法取水の合法化）を主目的としてPaverudダムが建設中であったが、建設工事は中止されている。

(b)パイロットプロジェクトの実施

提案し合意形成ができた行動計画（アクションプラン）について、比較的短い期間で実施できるものについて、その一部（または全部）をパイロットプロジェクトとして実施し、アクションプランの妥当性・有効性を検証する。2022年3月時点のIWRM Co. への事前ヒアリングでは、パイロットプロジェクトの例として、1) MOJAとの協働による節水灌漑の推進、2) 飲料水・工業用水の節水、3) 合意形成の推進、4) シミュレーションモデルによる適正な水配分の算定、があげられた。ただしこれらは、あくまでも現段階でのイメージであり、本プロジェクトの調査に基づいて形成・実施していく¹。

(4) 成果4の留意事項

成果1～3の活動、すなわち、水資源情報の収集と分析、経済・社会情報の収集と分析、アクションプラン作成に係る合意形成、パイロットプロジェクト実施などから、多くの知見・経験・教訓を引き出し、ガイドラインとして整理する。このガイドラインは、今後の IWRM Co. および RWC の IWRM 実践活動に生かされることが重要であり、持続可能性を高めることを目的としている。さらに、ガイドラインを活用した教育や研修を通じて、これら知見・経験・教訓を他州の水資源関係者に普及していく。そのためには、本プロジェクトの実施の中間（あるいは年一度）および終了時に、セフィードルード流域以外の各州RWC および他流域を担当するIWRM Co. の職員、更には、他流域であるザーヤンデルード川流域の調整評議会・WGのメンバーやオルミエ湖流域救済委員会の関係者などを集めて、ワークショップあるいはセミナーを実施して意見交換し、ガイドラインの普及促進および改定を図ることが重要である。

(5) 成果管理

対象流域の水資源管理においては喫緊に解決が求められている課題が顕著に

¹ パイロットプロジェクトは業務量の目途に示す人月の範囲内で計画・監理し、2～3個所で、現地再委託によるローカルコンサルタントを活用して契約金額の範囲内で実施することを想定している。また、機材調達は想定していない。パイロットプロジェクトの現時点での案についてはプロポーザルで提案すること。

なってきたため、本プロジェクトによる確実な成果の発現が必要である。一方で、責任主体はあくまでIWRM Co.であり、従って、成果を順次発現させていくため一年ごとにマイルストーンを設定し、関係者間で達成すべき成果の共通認識を持つ。具体的なマイルストーンの内容は、本プロジェクト開始後に発注者と受注者で協議のうえ決定する。

5. 他案件との連携

(1) JICAが実施した他の統合水資源管理案件との連携について

「オルミエ湖流域水循環モデル改善に係る情報収集・確認調査」が2017年8月から2020年5月まで実施された。オルミエ湖の統合水資源管理に係る現状、課題等についてイラン側の関係者と情報共有・意見交換を特に以下の点について行う。

- オルミエ湖における対策や関係者による協議の状況。プロジェクト実施後の現況。
- オルミエ湖の支援に係るIWRM Co.の役割。
- 以上を踏まえて、本プロジェクトとの人材育成等に係る連携の検討。

(2) 他の開発パートナーとの連携

ザーヤンデルード川流域にてドイツ科学研究省による研究助成プロジェクト（二つの州の合意形成を含む水資源開発管理事業）が過去に実施された。IWRM Co.はザーヤンデルード川流域およびセフィールドルード川流域の両プロジェクトを事例として今後IWRM事業の他の流域への水平展開を実施していく方針を示しており、随時情報収集を行い、必要に応じて関係者との協議、意見交換を行う。開発パートナーとの政策対話においては、JICAイラン事務所を積極的に巻き込む必要がある。他方で、ザーヤンデルード川流域のイスファハーン州においては水不足を理由とした住民による大規模なデモが発生しており、統合水資源管理が効果的に継続されていない状況があれば原因を調査し、本プロジェクトへの教訓とする。

また、IWRM Co.はセフィールドルード川流域において水資源開発管理に関する調査報告書を多数作成していることから、先行する案件の報告書の情報の活用に留意し、効率的な情報収集及びC/Pに対する負担軽減を心がける必要がある。

6. プロジェクト実施上の工夫

(1) プロジェクトの広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果を日伊両国の国民各層に正しく理解してもらえよう、本プロジェクトの広報活動に関して、発注者もしくはイラン側関係者のホームページへの掲載原稿の作成等の効果的な広報のための支援を行う。

(2) プロジェクトの柔軟性の確保

キャパシティ・ディベロップメントを目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジ

エクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜発注者に提言を行うことが求められる。

発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取る。

(3) 本邦研修

技術移転の一環として本邦研修を第1期に1回、第2期に2回実施する予定である（各回約2週間）。参加者のレベルについては、第1回目は中央及び地方の幹部クラス（最大20名程度）、第2回目、第3回目は実務者レベル（12名程度）の参加者を想定している。受注者は、「コンサルタント等契約における研修ガイドライン」に基づき研修を実施する²。

新型コロナウイルス対策の水際対策によって本邦での実施が難しい場合は、本邦人材が現地に渡航して実施するなど、方法については柔軟な対応を可とする。

(4) 国内支援委員会

発注者が設立を検討している国内支援委員会にて、大学やNGOの知見を踏まえたプロジェクト全般にかかる助言を得る予定である。国内支援委員の構成及び委嘱内容は以下を想定している。コンサルタントは、これらのリソースを最大限に活用するとともに、進捗報告書（モニタリング・シートや業務進捗報告書等）提出時には国内支援委員会への出席と報告を行う。

【国内支援委員の構成（暫定）】

① 委員長、②合意形成、③社会調査

【委嘱内容（暫定）】

- ・受注者から提出される進捗報告書や技術協力成果品に対する助言（半年に1回を想定）
- ・日本国内で開催される国内支援委員会における助言（半年に1回進捗報告提出時に開催。）
- ・現地におけるプロジェクトの活動内容や計画に対する助言。なお、受注者は国内支援委員の助言をふまえた活動を実施し、どのような社会調査が実施され、どのような合意形成に至ったのか整理する。
- ・運営指導調査団への参団については、「衛星データを利用した蒸発散量解析による水利用状況の把握の実施検討」の進捗状況によって実施する。
- ・IWRM Co. や地方水公社（RWC）、その他のステークホルダーに対するセミナー／ワークショップの講師

² 本邦研修についてはプロポーザルで提案し、別見積として見積価格を提示すること。

(5) 合意形成に係るワークショップの開催

共創計画法（CM: Collaborative Modelling）は、Global Water Partnership（GWP）が提唱する合意形成手法の1つで、2018年にはメコン流域委員会を対象に CMに関する研修及びワークショップが実施されている。

セフィードルード川流域の現状としては、受注者の協力が開始した2006年以降15年以上が経過しているものの、いまだに水資源配分の合意形成はできていない。それは、各州の水資源逼迫度が増大していることも一因であるが、どのようにして合意を形成していくかがIWRM Co.を始めイラン側で見えていないことも大きな一因であると思われる。したがって、本プロジェクトにおいて、合意形成の有効な方法論である共創計画法（CM）などを活用して、水資源配分の基本原則およびアクションプラン立案に係る合意形成を促進するワークショップを5回実施する。

合意形成に係るワークショップは、知見や経験を有するコンサルタントに現地再委託を行って開催する³。

受注者は、会場借り上げや日程調整などを行うだけでなく、合意形成に係るワークショップの計画立案、実施および合意形成促進等において、再委託先と緊密に連携して、ワークショップを監理する。特に、「業務主任者/統合水資源管理」および「ステークホルダー分析/合意形成」の業務従事者は、再委託先に対して、技術的情報、社会・経済的情報およびステークホルダー情報等を提供し、合意形成に係るワークショップの計画立案を監理する。加えて、受注者は再委託先の実施するワークショップに参加し、再委託先による合意形成ワークショップの運営を監理する。また、ワークショップで得られた知見・経験・教訓および合意形成内容などをプロジェクトで活用する。このワークショップは成果3に資するように実施するものであり、その経験や教訓は成果4に反映する。

開催の概要は以下のとおりであり、ワークショップの開催時期は、本プロジェクトの計画や進捗に合わせて、発注者と再委託先と受注者間で協議して決定する。

- ア) プロジェクト期間の4年間を通じて、3日間の合意形成に係るワークショップを5回開催する。
- イ) 参加者：IWRM Co.、9州のRWC、MOJA、DOEなど。30名程度
- ウ) CMワークショップのテーマ（暫定）
 1. CMの導入と理解
 2. 流域水資源および各州経済社会状況の理解と共通認識の醸成
 3. アクションプラン策定の基本原則の合意形成
 4. アクションプランの合意形成とパイロットプロジェクトの実実施計

³ 再委託経費は定額を見積り、本業務において、合意形成手法の適切な再委託先を選定して実施する。また、ワークショップの会場借り上げ費は見積に含める。

画策定

5. 活動の振り返りと教訓のまとめ

(6) プロジェクトの契約の期分け

本プロジェクトにおいては、以下の3つの契約期間に分けて実施する。それぞれの契約期間の終了時点で、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について発注者が指示を行い、契約交渉を経て契約書を作成する。なお各契約期間での成果、活動はそれぞれ次期の契約期間の成果、活動とも密接に関連しているため、各契約期間で最終的に成果が出せるよう、次期の契約期間での成果を見据えつつ、プロジェクト活動を実施するように留意する。特に第2期のアクションプランの策定とパイロットプロジェクトの実施は、第1期の問題分析の段階から考慮する必要がある。第3期の教訓・知見の整理に資する活動については、第1期からその結果を見据えて継続して行う。

・第1期：

- 水資源管理に係る基礎情報・課題の収集・整理および関連組織の役割課題の明確化
- 水利用者委員会、WG、技術委員会等を含むIWRM調整委員会（協議体）の組織・制の確立
- セフィードルード川流域の水資源ポテンシャルと水需要量のバランスの明確化

・第2期：課題の解決を目的とした行動計画（アクションプラン）の提案およびパイロットプロジェクト実施を通じた技術支援

・第3期：第2期の継続と統合的水資源管理アプローチに係る教訓・知見の整理

7. プロジェクト運営上の留意点

(1) 業務従事者の派遣計画について

以下を考慮した業務計画、業務従事者の派遣計画を立てる。

- イランでは例年、断食（ラマダン）の季節は、政府機関の役職員は早めに帰宅することもあり、また断食明けのイード休暇及び第二イードの時期は政府機関を含め各種機関が休みとなる可能性がある。
- 政府機関及び JICA イラン事務所は木・金曜日が休日である。
- 3月の春分の日にはイラン暦の新年にあたり、4月1週目までは祝休日が多く政府機関をはじめ関係機関の職員の多くが不在となる。したがって、同時期はプロジェクト活動を進められない可能性が高いため、業務従事者の派遣を行わない。

(2) 地域社会への配慮

本件業務においては首都テヘランでの執務が中心となるものの、対象流域各州における社会調査及び現地調査も重要である。社会調査及び現地調査に

あたっては地域の政治的背景、権力構図、有力者の人間関係、地域内の対立の構造及びその要因等について、十分理解した上で調査を実施する必要がある。なお、社会調査については、ベースライン、中間、エンドラインで住民の水利用状況や統合水資源管理に関する課題やその変化について現地再委託で調査することを想定している。また、現地調査にあたっては現地事情に詳しい政府機関職員に同行を依頼し、中央省庁の職員、中央省庁の出先事務所の職員、地方政府の職員等、各職員のもつ人脈や地の利を念頭に入れつつ現地状況の全体像把握に努めるとともに先方への本業務の理解浸透を図る。また、業務にあたっては安全第一とし、調査行程や人員には十分なゆとりをもって臨む。

(3) イランにおける情報の取り扱い

イランにおける情報統制を意識し、例えば報告書におけるデータの公開可否、データの申請、会議やセミナーの実施については、余裕を持って動くと共に、その都度方針をイラン側の関係機関（特にセキュリティー部門）に事前確認を行う。

8. その他

(1) 国内・現地での会議への出席

受注者は、本プロジェクトに関連して開催される現地及び国内での会議（進捗報告会、JCC会議等）、IWRM調整委員会への出席、また、会議資料及び議事録の作成、提出を発注者の指示に従い行う。また、先方への報告書等の説明に際して、視聴覚機材の活用等を図り、明瞭・簡潔な説明に努める。

(2) プロジェクト中間レビュー、終了時評価調査への協力

受注者は、中間レビュー調査及びプロジェクト終了6ヶ月前の終了時評価調査が本業務中に実施される場合、その基礎資料として実施した技術移転の成果及び目標達成度、業務実績等について、具体的データを整理するとともに同調査の実施に協力する。

第7条 業務の内容

本契約業務の内容は次のとおりである。

以下の3つの期間に分けて業務を実施する。

第1期：2022年10月～2023年9月

第2期：2023年10月～2025年9月

第3期：2025年10月～2026年9月

【第1期：水資源管理に係る基礎情報・課題の収集・整理および関連組織の役割課題の明確化（2022年10月～2023年9月）】

第1期では、主に水資源管理に関する基礎的な情報の収集、IWRM調整委員会の協議体の役割の明確化および水資源管理の責任機関であるG/Pの役割の明確化を、G/Pとの協働作業によって行い、第2期から実施する活動計画（アクションプラン）策定およびパイロットプロジェクト実施に係る支援に備えて必要な情報を整理するとともに、関係機関との情報の共有を図る。

【国内業務】

(1) 既存資料の分析及び質問票の作成

実施協議議事録（R/D）、協議議事録（M/M）、詳細計画策定調査報告書、関連資料等に係る検討・分析を行い現地業務での作業内容、重点項目を把握する。また、プロジェクト実施において必要となるデータ類を整理し、現地で追加収集する必要がある資料をリストアップする。さらに、業務にあたって関係機関に確認・質問する必要がある事項を質問票にまとめる。

(2) ワークプラン（1）の作成・協議

上記の検討を踏まえて、プロジェクトの基本方針、実施体制、作業計画（方法、工程、技術協力の進め方および手法を含む）を検討し、それらをワークプラン（1）の案として取りまとめる。またイラン側関係者と協議して、ワークプラン（1）の最終化をイラン側と協働で行う。なお、本ワークプランは本業務全体を総覧するものであり、関係機関に広く配布するものであることを念頭において取りまとめる。

【現地業務】

(3) 他の開発パートナーの支援状況およびその成果の取りまとめ

ドイツのMinistry of Science and Researchの研究助成事業として、二つの州（下流：エスファファン、上流：チャハールマハル）に占められているCentral Basinのザーヤンデルード川流域を対象としたIWRM事業のフェーズIIが実施されていた。この事業を含め、ステークホルダーが複数存在するIWRM事業における各開発パートナーの既往・実施中の支援について情報収集し、事業の成果、事業終了後の持続性、成功面、失敗面等の本プロジェクトの教訓に繋がる内容を取りまとめる。

また、各開発パートナーがIWRM関連事業を実施するにあたりどのように、ステークホルダー間の合意形成を行い、事業実施にあたっての意思決定を支援しているか情報収集する。加えて、他の開発パートナーとの情報交換、意見交換はプロジェクト期間を通じて継続し、本プロジェクトの意義や成果の発信と、プロジェクトを取り巻く動向の把握に努める。

(4) 成果1に係わる活動

①活動1-1:セフィードルード川流域の水資源管理に関わる課題が明らかにされる。

対象流域を面的に占めている各州および対象流域の水資源を活用している各州のステークホルダーにG/Pと協働でヒアリング・情報収集を行った上で、各州の水

資源管理上の課題や開発方針についての整理を支援する。また、各州の歴史および文化、経済、社会、慣習、制度についても整理し、それが各州の意思決定にどのように作用しているか、また州間の問題解決にどのように影響するか等についても調査し、同時にセフィードルード川流域における水利用の歴史についても取り纏める。

上記の整理結果をIWRM Co. のイニシアティブの下、ステークホルダー間で共有する。

②活動1-2: セフィードルード川流域における水資源課題に関わる国内、本邦および諸外国の統合水資源管理の事例・教訓が収集され整理される。

対象地域の水資源管理上の課題の解決および合意形成の推進に参考となるイラン国内、日本、第三国における事例および教訓を収集・整理する。その際、プロジェクト研究「日本の水資源管理の経験」についても活用する。また、C/Pおよび各州の代表者に対して整理された教訓を共有し、活動1-1で集約されたイランの現状を踏まえた上で、事例および教訓についての意見交換を行い、各州の意見の取り纏めを支援する。

「セフィードルード川流域総合水資源管理調査」や個別案件として実施した国別研修において日本の水資源管理の組織体制や水資源管理の実施方法を直に学んだことなどが、IWRM Co. の流域別組織化への改革に活かされた事例がある。

③活動1-3: イラン水資源管理公社（IWRM Co.）および地方水公社（RWC）における組織体制及び各部局における業務分掌が明らかにされ、統合水資源管理の実施のためにより適した枠組みが提案される。

活動1-1および活動1-2の成果を踏まえて、水資源管理の責任主体であるイラン水資源管理公社（IWRM Co.）が協議体であるIWRM調整委員会を機能させ統合水資源管理を進める上で、必要となる能力について分析する。また、それらの能力の現時点の状況について、キャパシティアセスメントを行う。加えて、地方水公社（RWC）が実施すべき活動内容と協議体を機能させる上で必要な能力を整理し、RWCについてもキャパシティアセスメントを行う。キャパシティアセスメントの結果と活動1-1及び活動1-2、各組織が有する既存の機能および組織体制を踏まえ、問題解決のための適切な組織体制・人員構成についてIWRM Co. とRWCに対して提案する。

④活動1-4: 作業部会（WG）を含む、IWRM調整委員会の組織体制・役割・責任や合意形成プロセスなどの機能が確認され、提案される。

IWRM調整委員会に関する現状の組織体制・役割・責任・合意形成プロセスを把握し、活動1-3までで確認されたC/Pの組織体制および水資源管理上の課題を考慮した上、協議体であるIWRM調整委員会が機能するために必要なWGや技術委員会の活動内容および役割と能力を明らかにする。その上で、受注者はカウンターパートにその組織体制・人員構成について助言し、カウンターパートは関係機関に提案する。

また、それらの活動内容、役割、能力について現時点のキャパシティアセスマン

トを行う。加えて、WGを通じてセフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会にて、同委員会の組織体制・役割・責任や合意形成プロセスなどの機能が協議されるよう支援する。

- ⑤ 活動1-5: 活動1-4の過程を通じて明確になったセフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会の組織構造と機能が協議され、承認される。

活動1-4で確認されたセフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会の組織構造と機能について、セフィードルード川流域の水資源管理に関わる課題の解決という観点から、IWRM Co. と協議し、改善・追加すべき組織構造・機能があればIWRM Co. を通じて委員会において協議し、承認されるよう支援する。

- ⑥ 成果1全体に係る事項(1): セフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会やWGがIWRM Co. の責任の下に技プロ終了後も持続的に協議体メカニズムが機能するようIWRM Co. のオーナーシップ開発を行う。

本プロジェクトの限られた期間ではセフィードルード川流域のすべての課題を解決できないことから、IWRM Co. が本プロジェクト終了後にも持続的にIWRM調整委員会やWGをリードして、セフィードルード川流域における統合水資源管理を進める協議体のメカニズム作りが重要である。係る観点から、IWRM Co. のオーナーシップ醸成や協議体の運営支援の進捗を第1期から第3期にかけて、半年毎に「責任主体及び協議体促進報告書」⁴として発注者に提出し、その結果をステークホルダー間にもJCC等で共有する。

- ⑦ 成果1全体に係る事項(2): 第一回の合意形成に係るワークショップを開催する。設立した協議体であるセフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会やステータホルダーが合意形成手法の理解を深めるために合意形成に係るワークショップを開催する。

(5) 成果2に係わる活動

- ①活動2-1: 自然流況ならびに現状のダム運用下での水資源賦存量が推定される。

貯水施設等の水利用構造物が無い自然状態における水資源賦存量、ならびに現状の水利用構造物が運用されている状態での代表地点における利用可能量の推定作業を支援する。推定の際にはイラン側が最も信頼しているWRBSBによって整理されたデータを用いて、それに基づいて発行された2016年のセンサスおよび最新の年報等の情報を有効活用する(2021年センサスの情報が入手可能である場合それを使用することも検討する)。なお、代表地点については、水文観測状況および取水地点の分布を熟知しているIWRM Co. および地方水公社(RWC)と協議して設定し、その代表地点を成果3におけるアクションプランの策定においても各解決策の結論の評価に活用する。

⁴ 「責任主体及び協議体促進報告書」の章立てはプロポーザルで提案すること。

② 活動 2-2: 各州の現在の水利用と水需要が推定される。

各州における水利用に関する情報はIWRM Co.によって集約され、これを基にして取水地点の分布と取水量を整理するが、全てが明らかではないこともある。その場合は、水利用の現状把握に係る現地調査等を州と共に実施する。将来の水需要量は、州における開発計画を参考とすることを原則とするが、州との協議により州による新たな水需要計画の策定を支援する。

また、各州の経済的、社会的、文化的、歴史的背景と水資源との関係を、活動1-1の成果を基にして社会調査を実施して明確にし、水利用の現状把握および将来水需要量の推定に反映させる。

③ 活動2-3: 活動2-1および2-2の結果に基づいて、現在/将来の水需要と水資源の見込みが比較される。

各州の現在の水利用状況と将来の水需要を比較して水収支バランスを検討する。そして、経済や社会状況を勘案した水資源の逼迫度合、水の生産性（単位水量当たりの農作物生産量、工業用水あたりの生産量など）の確認・比較作業をIWRM Co.と協働で行い、その結果をIWRM調整委員会等で説明する。また、ステークホルダーの代表者の共通認識の醸成のために、持続可能な水利用が可能となるよう各州の開発方針および効率的な水利用に関する計画案を持ち寄り、対策案を流域全体で広く協議する。この際、上下流間の問題・対立が顕著になってきているため、協議において各州による他州への排他的な議論とならないように、活動1-1の結果をもとにIWRM Co.と事前に協議して、成果1で得た事例および教訓を有効に活用した協議の支援に留意する。

なお、現時点では流域全体の水利用量は利用可能な水資源の量に対してかなり逼迫している。従って、各州の全ステークホルダーの水需要量を改めて集計した場合、現状の水利用形態においては利用可能な水資源量を超える可能性が非常に高い。ここでは、各州のそのような逼迫した状況を全てのステークホルダーに判りやすく伝え、問題解決に向けての議論を開始するための基礎データとして活用する。

④ 成果 2 全体に関わる事項(1) : 他州の水利用と需要の理解の促進

活動2-3までで得られたデータやモデルのみでは、他州のコンフリクトの状況を自分事として捉えづらい可能性があることから、各州の水需要や社会的背景、またそれらに起因する州間の水資源コンフリクトの原因を2~3程度選択し、各州の代表者が実際にコンフリクトの現場（水不足で困っている農家や住民など）を視察するなど関係者へのヒアリングの機会を設け各州間の共通理解を促進する。

⑤ 成果 2 全体に関わる事項(2) : 衛星データを利用した蒸発散量解析による水利用状況の把握の実施検討

発注者は、GCOM-CやALOSなどの衛星を利用し、実測データと組み合わせたGsMAPや

Today's Earthなどのモデル・プロダクツの水資源管理への積極的な活用を検討している。例えば、衛星データから得られた雨量や気象情報を基にした流出モデルによる水資源ポテンシャルの把握や、GCOM-Cの衛星データから実蒸発散量を推定して実際の水利用状況を把握するなどである。発注者は、これらの客観的な解析結果を、Mapや時系列グラフで分かり易く表示し、セフィードルード川流域における各州の地方水公社(RWC)やその他のステークホルダーに共有して、水配分コンフリクトやその他の水問題の解決策の合意形成に活用されることを期待している。他方、イラン側との協議によるニーズの把握、衛星データの分解能(解像度)および解析結果の精度等、現段階では様々な課題があることが判明している。

このような状況を踏まえ、受注者は、プロジェクトの初期段階でイラン側のニーズを把握し、衛星データを活用した水循環モニタリングモデルの構築計画およびその成果物の活用方法などを検討する。

なお、検討した衛星データを利用した蒸発散量解析による水利用状況の把握を実施する際に、追加で必要となる経費がある場合には、契約変更で対応する。

(6) 成果3に係わる活動

活動3-1: 水資源管理に関わる課題が明らかにされる。

持続的な水資源の確保と利用を考えた上で、現状での問題点の把握および将来起こりうる問題の予見を行い、IWRMC Co.とともに課題として集約する。課題の抽出に当たっては、地方水公社(RWC)および各州のステークホルダーにもヒアリングを行い、課題の内容の精度を高める。なお、現状でも既に明確になっている解決すべき課題があるため、それらについてはプロジェクトの初動段階から確認および取り纏めを支援する。また、課題のヒアリングと共に、パイロットプロジェクトの候補についても聞き取り纏める。

(7) PDM及びP0の改訂

P0(Ver.0)及び社会調査を基に指標を設定したPDMを、業務開始後6カ月を目途に作成し、上記活動を踏まえてC/Pと協議を行い、必要に応じて改訂を行い、PDM及びP0のver. 1を作成する。PDMとP0はJCCで協議を行い、第1期の終了までに最終化する。

(8) モニタリングシートの提出

ワークプランに基づき進捗を振り返り、必要に応じて今後の計画を見直した上、第1期開始後6か月毎にP0およびPDMをベースとしたモニタリングシートを発注者に提出する。

(9) プロジェクト事業進捗報告書の作成

第1期の活動状況をプロジェクト事業進捗報告書(1)として取り纏める。

【第2期：課題の解決を目的とした活動計画（アクションプラン）の提案およびパイロットプロジェクトの実施に係る支援（2023年10月～2025年9月）】

第2期においては、第1期で構築したIWRM Co. のプロジェクト実施体制のもと、第1期で明らかになった現状及び詳細の水収支バランスに基づいて、水資源管理に関わる課題を抽出し、その課題を解決するための活動計画（アクションプラン）の構築とパイロットプロジェクトの実施を支援する。

【国内業務】

(1) ワークプラン（2）の作成・協議

第1期の活動結果を踏まえて、第2期の活動の基本方針、実施体制、作業計画、作業方針・方法等を検討し、それらをワークプラン案として取りまとめ、その内容についてイラン国側関係者と合意する。

【現地業務】

(1) 成果2に係わる活動

①活動2-4：水バランス状況が、セフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会に提出、承認される。

第1期での成果を取り纏め、セフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会に提出する。提出後にはセフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会にWGとともに参加して、WGを通じてこの情報が第1期の活動2-3に述べた協議で各州のステークホルダーによって確認済みのものであるということを説明した上で、セフィードルード川流域の水バランスの状況についてその算定プロセスや確認手法についての説明も行う。セフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会において、重要なコメントがあった場合、再度IWRM Co. と協議して対応方針を構築し、再算定および再提出に係る作業を支援する。

(3) 成果3に係わる活動

①活動3-1：水資源管理に関わる課題が明らかにされる。

成果2及び第1期の当該活動に基づき、現状での水資源管理に関わる課題および将来起こりうる問題の予見について集約した情報を、IWRM Co. とともに取り纏める。さらに課題を取り纏めた後には、関係者に周知し、それぞれのステークホルダーが抱える課題を互いに認識できるよう支援する。

②活動3-2：解決が求められる課題が優先づけされる。

活動3-1の活動の過程から、WGあるいは技術委員会等において入念に検討し、セフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会で課題を協議して優先順位を設定する。

③活動3-3：合意形成を必要とする、水配分に係る優先度の高い問題を解決するた

めの活動計画(案)が作成される。

活動計画(アクションプラン)の作成に当っては、特にプロジェクト関係者のキャパシティおよびスケジュールを把握した上で、並行作業で実施できる件数を十分に検討する必要がある。なお、活動計画(アクションプラン)の妥当性と有効性のため、本プロジェクトで実施する比較的短い期間で実施できるパイロットプロジェクトを2~3つ程度、セフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会で合意形成し、発注者と協議の上で決定し実施する。

パイロットプロジェクトの実施過程から得られる教訓は活動計画(アクションプラン)に反映する。

④活動3-4: 活動計画(案)がIWRM調整委員会に承認のために提出される。

活動3-3までの成果を取り纏め、活動計画(案)としてIWRM調整委員会に提出し、WGを通じて活動計画(案)の説明・協議に参加する。

また、セフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会からのコメントに対する対応作業についてもWGを支援し、活動計画(アクションプラン)が速やかに承認されるよう支援する。承認された活動計画については、活動の進捗に応じて、毎年アップデートを行うようセフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会の機能を支援する。

⑤ 活動計画(アクションプラン)の策定およびパイロットプロジェクトの実施に関して、合意形成に係るワークショップを開催して合意形成を促進する。

(4) 成果4に係わる活動

①活動4-1: 活動計画の策定や合意形成プロセスに関する経験/教訓が収集される。

これまでの活動において、活動計画(アクションプラン)の策定や、パイロットプロジェクトの実施、課題解決に向けた合意形成プロセスの推進に役立った経験/教訓を整理する。

(5) モニタリングシートの提出

ワークプラン(2)に基づき進捗を振り返り、必要に応じて今後の計画を見直した上、第2期開始後6か月毎にP0およびPDMをベースとしたモニタリングシートを発注者に提出する。

(6) プロジェクト事業進捗報告書(第2回および第3回)の作成

第2期の活動状況を1年毎にプロジェクト事業進捗報告書(2)および(3)として取り纏める。

【第3期: 活動計画(アクションプラン)の実施に係る支援および教訓・知見の整理
(2025年10月~2026年9月)】

第3期においては、第2期から継続して活動計画（アクションプラン）の策定とパイロットプロジェクトの実施支援を行い、さらにこれまでの活動を通じて得た水資源管理の課題解決のプロセスに係る事例集、ガイドラインを作成する。

【国内業務】

(1) ワークプラン（3）の作成・協議

第2期の活動結果を踏まえて、第2期で作成したワークプランを見直しつつ第3期の活動の基本方針、実施体制、作業計画、作業方針・方法等を検討し、それらをワークプラン案として取りまとめ、その内容についてイラン側関係者と合意する。

【現地業務】

(2) 成果3に係わる活動

①活動3-3: 合意形成を必要とする、水配分に係る優先度の高い問題を解決するための活動計画(案)が作成される。

第2期に引き続き、活動計画（アクションプラン）の策定を継続する。活動計画（アクションプラン）の効果を高めるため、第二期における活動計画（アクションプラン）の策定からの教訓・課題、パイロットプロジェクトの実施過程から得られる教訓を抽出し、それを念頭に置いた形で継続しての活動計画（アクションプラン）の策定を行う。

②活動3-4: 活動計画(案)がセフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会に承認のために提出される。

第2期に引き続き、活動3-3のまでの成果を取り纏め、活動計画（案）としてセフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会に提出し、WGを通じて活動計画（案）の説明・協議に参加する。

また、セフィードルード川流域統合水資源管理調整委員会からのコメントに対する対応作業についてもWGを支援し、活動計画が速やかに承認されるよう支援する。

(3) 成果4に係わる活動

①活動4-1: 活動計画の策定や合意形成プロセスに関する経験/教訓が収集される。第2期から継続して経験/教訓を収集、整理し、事例集としてまとめる。

②活動4-2: これらの経験/教訓が、流域管理調整委員会や、事務局を務めるイラン水資源管理公社（IWRM Co.）に更に反映されるよう、ガイドラインに纏められる。

活動4-1で蓄積した資料を、今後のイランでの水資源開発管理上の課題解決に役立てることを目的として、ガイドライン策定を支援する。なお、ガイドラインの構成および纏め方の方針については、プロジェクトの第1期に発注者およびC/Pと協

議して設定したうえで、ガイドラインに資する資料を第1期から整理することが望ましい。

- ③ 経験/教訓の取りまとめと協議体の持続可能性の担保について、合意形成に係るワークショップを開催して、合意形成を促進する。

(4) モニタリングシートの提出

ワークプラン(3)に基づき進捗を振り返り、必要に応じて今後の計画を見直した上、第3期開始後6か月後にP0およびPDMをベースとしたモニタリングシートを発注者に提出する。

(5) プロジェクト事業完了報告書の作成

業務期間の活動結果をプロジェクト事業完了報告書として取り纏める。

【全期間を通じての業務】

(1) 合同モニタリング・JCCの実施・責任主体及び協議体促進報告書の策定

6ヶ月毎にプロジェクトのモニタリングを受注者及びC/Pと協働で実施する。モニタリングの結果は、モニタリング・シート（和文・英文）にまとめ、これをJICAイラン事務所に提出する。モニタリング報告にあたっては、プロジェクト開始時と比べてのプロジェクトの成果の発現状況、プロジェクト目標や上位目標達成に向けた見込みを各種の確認結果等により、可能な限り分かりやすく客観的に表現する。また、プロジェクト実施体制、運営上の工夫や教訓も含む。

JCCは最低1年に一度開催し、上記モニタリング結果の確認を行うと同時に、今後の活動計画や予算確保の確認、プロジェクトの実施にかかる重要事項の協議等を行う。第1回目のJCCは、現地活動開始後、3～4週間後を目途とし、受注者がセフィールドルード川流域における統合水資源に関する現状を一通り理解した段階で実施する。

加えて、本プロジェクトの限られた期間ではセフィールドルード川流域のすべての課題を解決できないことから、IWRM Co. が技プロ終了後にも持続的にセフィールドルード川流域統合水資源管理調整委員会やWGをリードして、セフィールドルード川流域における統合水資源管理を進める協議体のメカニズム作りが重要である。係る観点から、IWRM Co. のオーナーシップ醸成や協議体の運営支援の進捗を第1期から第3期にかけて、半年毎に「責任主体及び協議体促進報告書」として発注者に提出し、その結果をステークホルダー間にもJCC等で共有することとする。

モニタリングシートはプロジェクトの活動に沿った進捗報告であるが、「責任主体及び協議体促進報告書」は、本契約の受注者がIWRM Co. のオーナーシップ開発及びプロジェクト終了後も持続的に機能するIWRM調整委員会のメカニズム形成支援に向けての課題や今後の取組について報告するものである。

(2) 地域住民を意識した活動の意識変容の分析

本プロジェクトのステークホルダーは、実施機関や地方水公社(RWC)、州政府のみではなく、住民やそのセクターに関心を持つ政治家も含まれる。また、アクションプランやパイロットプロジェクトで取り組む課題についても、政治家や地域住民を説得

できる材料が必要である。係る問題意識の下、IWRM Co. やセフィールドルード川流域統合水資源管理調整委員会と協働して、地域住民を意識した公開シンポジウム（各州で複数回）や現地広報活動等を定期的実施する。

加えて、住民の水利用の状況や統合水資源に係る課題の認識のベースライン調査、および中間のモニタリング、エンドラインでの調査を現地再委託で行う⁵。

（3）広報

発注者は、以下の発信を最低限含め広報を実施する⁶。

1) 日本国内及びイラン国内向け広報

各期の最後に、それまでの活動の進捗状況をもとにJICAプロジェクトブリーフノートを作成し、発注者に提出するとともに、関係機関に配布する。また、発注者等の依頼に応じて各種セミナー・勉強会における講演に協力する。その他、効果的な広報手法を積極的に提案し、発注者との合意の下で実行する。最終版の作成に当たっては、JCCへの説明および内容に関する協議を踏まえる。なお、JICAプロジェクトブリーフノートの内容及び留意点は「第8条 報告書等」を参照する。

2) 写真、映像

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じ）を撮影し提出する。撮影に当たっては、本プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるよう、プロジェクト実施前と実施後が比較できるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は発注者AIに帰属する。

第8条 報告書等

（1）報告書

成果の達成状況は、以下の提出物ならびにモニタリングシートをもって確認する。報告書等の記載事項及び提出時期等は以下のとおりとする。なお、本プロジェクトにおける提出物は、第1期はプロジェクト事業進捗報告(1)、第2期はプロジェクト事業進捗報告(3)、第3期は事業完了報告書とし、(2)の技術協力作成資料を添付する。各報告書等の提出期限は、各期の契約履行期間の末日とする。

契約の期分け	報告書名	提出時期	部数など
第1期	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文5部
	ワークプラン(1)	業務開始から約1か月後	英文10部(うち先方へ5部) ペルシャ語15部
	モニタリングシート	業務開始から6ヵ月毎(計2回)	英文10部(うち先方へ5部) ペルシャ語15部
	責任主体及び協議体促進報告書	業務開始から6ヵ月毎(計2回)	英文10部(うち先方へ5部) ペルシャ語15部
	JICAプロジェクトブリーフノート(第1回)	第1期契約終了時	レポート(ワードファイル)及びパワーポイント資料のCD-ROM(英文・和文)

⁵ 地域住民に対する社会調査のサンプルサイズ(各州毎)および手法についてはプロポーザルで提案すること。

⁶ 効果的な広報手法をプロポーザルで提案すること。

	プロジェクト事業 進捗報告書（第1 回）	第1期終了時	英文10部（うち先方へ5部） ペルシャ語15部 和文5部 CD-ROM 3枚
第2期	業務計画書(2) （共通仕様書の規 定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文5部
	ワークプラン(2)	第2期開始から約1ヵ月後	英文10部（うち先方へ5部） ペルシャ語15部
	モニタリングシー ト	第2期開始から6ヵ月毎（計4回）	英文10部（うち先方へ5部） ペルシャ語15部
	責任主体及び協議 体促進報告書	第2期開始から6ヵ月毎（計4回）	英文10部（うち先方へ5部） ペルシャ語15部
	JICAプロジェクト ブリーフノート （第2回）	第2期契約後1年後	レポート（ワードファイ ル）及びパワーポイント資 料のCD-ROM（英文・和文）
	プロジェクト事業 進捗報告書（第2 回）	第2期契約後から1年後	英文10部（うち先方へ5部） ペルシャ語15部 CD-ROM 3枚
	JICAプロジェクト ブリーフノート （第3回）	第2期終了時	レポート（ワードファイ ル）及びパワーポイント資 料のCD-ROM（英文・和文）
	プロジェクト事業 進捗報告書（第3 回）	第2期終了時	英文10部（うち先方へ5部） ペルシャ語15部 和文5部 CD-ROM 3枚
第3期	業務計画書(3) （共通仕様書の規 定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文5部
	ワークプラン(3)	第3期開始から約1ヵ月後	英文10部（うち先方へ5部） ペルシャ語15部
	モニタリングシー ト	第3期開始から6ヵ月毎（計4回）	英文10部（うち先方へ5部） ペルシャ語15部
	責任主体及び協議 体促進報告書	第3期開始から6ヵ月毎（計4回）	英文10部（うち先方へ5部） ペルシャ語15部
	事業完了報告書	第3期終了時	英文10部（うち先方へ5部） ペルシャ語15部 和文5部 CD-ROM 1枚
	JICAプロジェクト ブリーフノート （最終）	第3期終了時	レポート（ワードファイ ル）及びパワーポイント資 料のCD-ROM（英文・和文）

事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては発注者と受注者で協議、確認する。

1) 業務計画書

① 業務の実施方針

- (ア) 業務実施の基本方針
- (イ) 業務実施の方法
- (ウ) 業務フローチャート
- (エ) 作業工程計画
- (オ) 要員計画

(カ) その他（再委託業務の仕様、機材輸入、輸送計画、その他必要事項）

② コンサルタントの業務実施体制

2) ワーク・プラン

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

3) モニタリング・シート

モニタリング・シートは、発注者指定の様式に基づき作成し、記載項目は、以下のとおりとする。なお、添付するモニタリング・シートI&IIは、PDMとPOをモニタリング用に編集したものとする。

I. Summary

1 Progress

- 1-1 Progress of Inputs
- 1-2 Progress of Activities
- 1-3 Achievement of Output
- 1-4 Achievement of the Project Purpose
- 1-5 Changes of Risks and Actions for Mitigation
- 1-6 Progress of Actions undertaken by JICA
- 1-7 Progress of Actions undertaken by South Sudan side
- 1-8 Other remarkable/considerable issues related/affect to the project (such as other JICA's projects, activities of counterparts, other donors, private sectors, NGOs etc.)

2 Delay of Work Schedule and/or Problems (if any)

- 2-1 Detail
- 2-2 Cause
- 2-3 Action to be taken
- 2-4 Roles of Responsible Persons/Organizations

3 Modification of the Project Implementation Plan

- 3-1 PO
- 3-2 Other modifications on detailed implementation plan
(Remarks: The amendment of R/D and PDM (title of the project, duration, project site(s), target group(s), implementation structure, overall goal, project purpose, outputs, activities, and input) should be authorized by JICA HQ. If the project team deems it necessary to modify any part of R/D and PDM, the team may propose the draft.)

4 Current Activities of Gov. of Iran to Secure Project Sustainability after its Completion

II. Project Monitoring Sheet I & II as Attached

4) プロジェクト事業進捗報告書/事業完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM、P0に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度（6項目評価に基づくプロジェクトの自己レビュー及び中間評価・終了時評価結果の概要等）
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言
- ⑥ 次期活動計画
- ⑦ 添付資料
 - (ア) PDM（最新版、変遷経緯）
 - (イ) 業務フローチャート
 - (ウ) WBS等業務の進捗が確認できる資料
 - (エ) 専門家派遣実績（要員計画）（最終版）
 - (オ) 研修員受入れ実績
 - (カ) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
 - (キ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
 - (ク) 合同調整委員会議事録等
 - (ケ) その他活動実績

※⑥はプロジェクト事業進捗報告書のみ、④、⑤、及び⑦（キ）の引き渡しリストは事業完了報告書のみに記載

(2) 技術協力作成資料

以下の技術協力作成資料（それぞれ和文と英文、各3部）を提出する。

- 1) 活動計画（アクションプラン）の策定、合意形成プロセスに係る経験/教訓事例集
- 2) 統合水資源管理アプローチに係るガイドライン

(3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- 1) PDMに沿った今月の進捗、翌月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) WBS等業務の進捗が確認できる資料
- 4) 業務フローチャート

(4) JICAプロジェクトブリーフノート

受注者は、プロジェクト終了時までの活動の進捗状況に沿って、JICAプロジェクトブリーフノートを作成する。JICAプロジェクトブリーフノートはプロジェクトの内容、教訓、成果等を分かりやすくまとめた対外広報用資料であり、主たる読者としては、途上国の関係者、他の開発パートナーの職員、日本国内の援助関係者、JICA専門家、学識経験者、大学生等を想定する。作成イメージは、以下のURLにある事例を参考にする。

http://www.jica.go.jp/project/srilanka/002/project_brief/index.html
<http://www.jica.go.jp/project/nepal/003/briefnote/index.html>

本プロジェクトでは第2期契約開始直後及びプロジェクト終了時の2回、作成を行う。プロジェクト終了時に作成するものは、先方政府及びJCCに説明し、内容に関する協議を行った上で作成する。

JICAプロジェクトブリーフノートの内容及び留意点は以下のとおりとする。

(ア) JICAプロジェクトブリーフノートの目的と基本コンセプト

- ・ プロジェクトが問題解決のために取ったアプローチや工夫、その結果、達成した成果、得られた教訓等について、ビジュアルで理解しやすい資料として取りまとめることにより、JICAの事業から得られたナレッジを広く外部の方と共有し、活用してもらうことを目的とする。また、プロジェクトに関する広報資料、国際会議等対外的な説明資料として利用することを目的とする。
- ・ 一般に公開する文書とし、ウェブサイト上で容易に検索、ダウンロードできるようにする。
- ・ プロジェクトのエッセンスを全て取り込んだ簡潔な文書とする。構成は、①プロジェクトの背景と問題点、②問題解決のためのアプローチ、③アプローチの実践結果、④プロジェクト実施上の工夫・教訓、を原則とする。
- ・ プロジェクト開始当初のキャパシティアセスメントやアプローチの検討の段階から、プロジェクトの最終的な成果までの全体を含むようにする。
- ・ 伝えたい内容を端的に表現した地図、図表、写真を多く使用し、現場の状況や協力のアプローチ、成果等を一般の方にも分かりやすく伝える工夫をする。
- ・ カラーで作成し、見た目にも美しく仕上げる。
- ・ 日本語、英語で作成する。

(イ) 分量

- ・ 和文・英文共にA4版8～16ページ程度を目安とする。

(ウ) 作成要領

- ・ 項目立ては基本的に、「1. プロジェクトの背景と問題点」「2. 問題解決のためのアプローチ」「3. アプローチの実践結果」「4. プロジェクト実施上の工夫・教訓」の4章立ての構成とする。
- ・ 作成作業の効率化のため、作成に着手する前に、全体の構成、強調すべきポイント、プロジェクト実施上の工夫・教訓のまとめ方など、内容の骨子について発注者とすり合わせる。
- ・ 2段組みの標準様式は修正作業が煩雑になるため、文章、図表、写真等のパーツ毎にまずドラフトし、発注者の確認の後、最後にレイアウトを行う作業手順とすることも可。
- ・ 1ページ目はタイトルを配置し、タイトルの左下にJICAのロゴを入れる。受注者のロゴや社名を入れることも可能。プロジェクトの活動内容を端的に示すインパクトのある写真、対象地域の分かりやすい地図を、半ページ程度の大きさに掲載する。その後本文を記載する。
- ・ 本文中には、ボックス記事を入れたり、図表を入れたり、インパクトのある写真

- を大きく入れたりするなど、分かりやすく見栄えのよいレイアウトを工夫する。
- ・ 本文は2段組みとし、日本語版のフォント、サイズは以下のとおりとする。
 - タイトル見出し： MS ゴシック（太字）16ポイント
 - タイトル上の「JICA プロジェクトブリーフノート」の文字、副題及び作成年月： MS ゴシック 10.5ポイント
 - 章のタイトル： MS ゴシック 12ポイント
 - 本文： MS 明朝 10.5ポイント
 - 日本語本文中の英語表記： Times New Roman 10.5ポイント
- ・ 英語版のフォント、サイズは以下のとおりとする。
 - タイトル見出し： Arial（太字）16ポイント
 - 「JICA PROJECT BRIEF NOTE」の文字、副題及び作成年月： Arial 10.5ポイント
 - 章のタイトル： Arial 12ポイント
 - 本文： Times New Roman 10.5ポイント
- ・ 本文の最後にプロジェクト実施期間を明記する。
- ・ 本文終了後に参考文献のリストを添付する。
- ・ その他の詳細に関しては特に規定しないが、発注者から提供するサンプルを適宜参照する。なお、他ドナーも同様の資料を公表しているので、参考にすることを推奨する（一例として世界銀行の資料を挙げる）。
<http://documents.worldbank.org/curated/en/436231468043455838/pdf/722560WSP0Box30rnataka0water0supply.pdf>

（エ） 作成にあたっての留意事項

- ・ プロジェクトが採用したアプローチ、成果、教訓等を、的確に、かつ論理的に記載する。
- ・ プロジェクトを通じて得られたナレッジの明確化を意識し、外部の一般の読者に対してプロジェクトの意義、ポイント、成果等を分かりやすく説明する内容となるよう工夫する。必ずしもプロジェクト全体を網羅的に記述する必要はなく、ナレッジとして重要と思われる点や、対外的に PR すべき成果等に焦点を当てたまとめ方も可能。
- ・ 相手国における課題や、これまでの JICA の協力の流れなども踏まえて、プロジェクトの必要性、重要性、位置付け等が伝わるようにすること。
- ・ 発注者に提出する報告書ではなく、対外的に公表する広報資料であることから、外部の方の目を見た時に分かりやすく、かつ魅力的な内容とする。業務完了報告書からのコピーとはせず、細かな実施プロセスや JCC 等の JICA 事業独自の実施体制に関する記述も、成果につながるようなプロジェクト独自の工夫以外については記述不要である。無味乾燥な事務的な文章ではなく、外部の一般の方にプロジェクトを説明するという意識で記述する。
- ・ 世界的に議論されている 이슈（SDGs への貢献、貧困層・脆弱層支援、ジェンダー配慮、資金調達、民間セクターとの連携、キャパシティ・ディベロップメント、平和構築、等）との関連性など、対外的にアピーリングな内容は特に強調する。
- ・ プロジェクトの成果や、プロジェクト実施前（ベースライン）と実施後（エンドライン）の比較、プロジェクトのインパクトや開発効果等については、できるだけ定量的、具体的に記述する。

- ・ ODA 関連の専門用語（ジャーゴン）や略語の過度な使用は避け、平易な表現を心がける。一般になじみの少ない専門用語や組織名等の略称等を用いる場合には、初出時に説明を加える。初めてプロジェクトについて知る方でも理解できる表現とする。
- ・ レイアウト、図表、写真、地図等の見やすさに留意する。解像度の低い写真、何を意味しているのか理解しにくい写真、文字が小さすぎる図表や地図、内容が理解しにくい図表などは避ける。
- ・ 講義やセミナーの様子等の似たような写真を多用するのではなく、現地の問題の実態が伝わるような写真、実習の様子の写真、プロジェクト活動の前後の変化が分かるような写真など、プロジェクトの取組みを的確に伝えることができるアピリングな写真を使用する。
- ・ 改善の状況を定量的な指標によりグラフで示す、Before と After の写真の比較で示す、受益者である住民や C/P の声を載せるなど、プロジェクトの裨益効果を分かりやすく伝える工夫を推奨する。
- ・ 節や細節の見出し、図表のタイトル、写真のキャプション等は、内容は端的に伝わるような表現とする。
- ・ 事実関係の誤りや、不適切・不明確な表現がないか確認する。
- ・ 英語版については、ネイティブチェックを行うとともに、プロジェクトの内容が伝わるか、読みやすいかどうかという観点から確認を行う。

（オ）パワーポイント

- ・ 「JICA プロジェクトブリーフノート」の作成に際して使用した写真、図表、地図等を利用して、プロジェクトブリーフノートに基づくプロジェクト紹介を行うことを想定したプレゼンテーション用のパワーポイント資料を作成する。
- ・ 様式の詳細は定めないが、対外的なプレゼンテーションに使用するため、見栄え、文字の大きさ（最低 18 ポイント程度）、写真や図表の見やすさ、スライドデザインの統一感等に留意する。

業務量の目途

JICAプロジェクトブリーフノート及びパワーポイント作成に係る業務量は0.5人月程度を目途とする。

（5）議事録等

イラン側と行う重要な協議や、発注者との各種協議については、概要を議事録に取りまとめ、発注者に速やかに提出する。

（6）日本の会計年度毎の能力強化実績人数

イラン国内外での研修、セミナー、ワークショップ等で能力強化をおこなった人数を毎年度末に発注者に報告する。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	本邦研修の実施内容及び日程案	第6条 実施方針及び留意事項 (3) 本邦研修
2	パイロットプロジェクト案	第6条 実施方針及び留意事項 2. 成果達成に係る留意事項 (b)
3	「協議体促進報告書」に含める内容と章立て	第7条 業務の内容 【全期間を通じての業務】 (1)
4	地域住民を対象にした社会調査	第7条 業務の内容 【全期間を通じての業務】 (2)
5	効果的な広報手法	第7条 業務の内容 【全期間を通じての業務】 (3) 広報

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
類似業務：統合水資源管理に係る各種業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - 業務主任者/統合水資源管理
 - ステークホルダー分析/合意形成
 - 水資源

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 44.6 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／統合水資源管理）】

- ① 類似業務経験の分野：統合水資源管理に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：イラン国及び全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：ステークホルダー分析/合意形成】

- ① 類似業務経験の分野：合意形成支援に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

① 【業務従事者：水資源】

- ① 類似業務経験の分野：水資源管理または水資源開発に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：イラン国及びその他途上国
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本契約は2022年10月に開始し、期間は48カ月とする。

以下の3つの期間に分けて業務を実施する。

第1期：2022年10月～2023年9月

第2期：2023年10月～2025年9月

第3期：2025年10月～2026年9月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 91.35 人月（現地：88.3人月、国内3.05人月）

うち、本邦研修・招へいにかかる人月は国内1.5人月。

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/統合水資源管理（1号）
- ② ステークホルダー分析/合意形成（3号）
- ③ 水資源（3号）
- ④ 水文・気象
- ⑤ 環境・水質
- ⑥ ダム計画・運営
- ⑦ 社会経済調査・分析
- ⑧ 社会システム/組織
- ⑨ 水利用・需要分析
- ⑩ 灌漑計画
- ⑪ 地下水
- ⑫ 情報技術/データベース/GIS

3) 渡航回数を目途 全116回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタ
ント等）への再委託を認めます。

- ・パイロットプロジェクト
- ・地域住民に対する社会調査
- ・合意形成にかかるワークショップ

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- イラン・イスラム共和国 統合水資源管理能力強化プロジェクト 詳細計
画策定調査報告書（案）
- イラン・イスラム共和国 統合水資源管理能力強化プロジェクト R/D

2) 公開資料

- イラン・イスラム共和国 セフィードルード川流域総合水資源管理調査
ファイナルレポート
[イランイスラム共和国 セフィードルード川流域総合水資源管理調査フ
ィナルレポート 主報告書](#)
- https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_304_12031357.html
プロジェクト研究 「日本の水資源管理の経験」
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047167.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wifi	有

(6) 安全管理

1) 現地行動

- 各自、携帯電話、緊急連絡先シート、ホテルの連絡先等は常時携帯すること。
- 夜間の不要不急の外出は避けること。
- イラン当局が立ち入りを禁止している場所（軍関係施設、政府関係施設、旧
アメリカ大使館（現在はイラン政府の施設）、各国大使館、治安上重要な施設
の他、殆どの公共施設）には業務上必要な場合を除き行かない。

- 不要なところには行かない（意図せず立ち入り禁止地区に入ってしまう可能性を排除できない。ただし、買い物や散策等の行動を制限するものではない）。
 - デモ行進や集会には絶対に近づかず、万が一遭遇したら速やかにその場を離れる。
 - 公共の施設／交通機関（および周辺地域）、イラン人を被写体として写真撮影する場合には必ず許可を得ること。
 - 万一拘束された際に備え、携帯電話やPC等に当該国内で撮影した写真データ等は必要以上に保存しないこと。
 - 退避が必要な状況が発生した場合、JICA事務所の指示に基づき退避を行う。
- 2) 宿舎：安全な宿舎を確保すること。
 - 3) 通信手段：携帯電話を常に通話可能状態とすること。
 - 4) 空港利用：出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限とする。
 - 5) タクシー利用：以下の対策をとる。
 - 乗車するのはアジャンス（テレフォンタクシー）やスナップ等とし、白タクや流しのタクシーは利用しない。
 - 利用前、運転手の電話番号及び名前を聴取し、乗車時にはそれを確認する。
 - スナップの場合は、なるべく犯罪・トラブルリスクが少ないと思われる運転手を事前を選択する。
 - 仮に従前聞いていた情報と異なる場合は、乗車拒否する。
 - 単独での夜間のタクシーは原則として利用しない。
 - 6) その他：肌の露出の多い服装を控え目立たないようにする。
 - 7) 身分証明書(ID)に関しては、以下のとおり対応する。
 - 公用旅券原本を常時携行する。
 - ①身分証明は、身分証明書（旅券（有効なビザ貼付）又はID）の原本の提示によるもののみ有効。
 - ②外国人は、外出時身分証明書の携帯が義務付けられている。
 - ③警察官に提示を求められた場合は、身分証明書を必ず提示しなければならない。
- ※公用旅券を携行する際、JICAの「旅券紛失事故防止6ヶ条」には「不要時は携行しない」とあるが、公用旅券は原本以外身分証明書として認められないという上記のような当国の事情に鑑み、常時携行するよう留意する。なお、公用旅券を携行する際には、旅券の盗難等の被害に遭わないよう、肌身離さず持ち歩き（パスポートホルダー等を使用する）、また他の貴重品と一緒にせず、使用後は施錠可能な金庫等にしまう等、その管理に十分注意する。
- ※なお、宿泊先ホテル等が旅券を預かる場合がある。旅券をホテルに預けているからといって身分証明書等の携帯義務が免除されるわけではないが、どうしても預けなければならない場合、旅券のコピーを携行することで事態の悪化を緩和できる可能性もあるため、旅券のコピー（旅券番号と写真のページ等）を常時携行すること。

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) その他（以下に記載の経費）
本邦研修／招へいに係る経費（業務人月の1.5人月の報酬を含む）

(3) 定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) パイロットプロジェクト（現地再委託）： 30,000千円
- 2) 地域住民に対する社会調査（現地再委託）： 15,000千円
- 3) 合意形成にかかるワークショップ（現地再委託）： 7,500千円
（会場借上げ費はこの金額に含みません。別途、見積へ計上してください）

(4) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

5. その他留意事項

- イランと米国の間で JCPOA（核合意）再建について間接協議が行われてきましたが、合意がなされるか否かについて予断を許さない状況が続いています。この交渉が中断・破綻する等の事態になれば、イランと欧米間の政治的な対立が高まる可能性があるため、今後も注視する必要があります。
- 2022年5月に入り、ライースイー政権が小麦に加え鶏肉、卵、および乳製品の値上げに踏み切ったことに対する抗議行動がイラン各地で発生しています。このため、各地のデモが拡大する可能性について注視する必要があります。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／統合水資源管理</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力：ステークホルダー分析/合意形成	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力：水資源	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 第1章 4. (3) 日程参照
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施方法： Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teamsを使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。(Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、(システムが不安定になる可能性があることから)認めません。)指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上